⑶　中国地方整備局における平成29・30年度「建築工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　平成15年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績（民間の施工実績も可）を有すること。

同種工事とは、下記⑴から⑶までの要件を満たす、新築工事又は増築（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）工事。（以下「同種工事の実績」という。）

⑴　建物用途：事務所・庁舎又は類似施設。なお、類似施設とは、１棟の延べ面積のうち、事務室（上級室を含む）、会議室、研修室、研究室及びこれらに類する室（教室及び実験室を除く。）の合計面積（これらに付属する共用部分を含む。）が、申請する建物の延べ面積の１／２を超えるもの又は1,500㎡以上含んでいるもの。

⑵　建物構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

⑶　階　　数：地上２階建以上

⑷　建物規模：１棟の延べ面積が1,500㎡以上（増築工事の場合は既存部分を除く）ただし、上記⑴から⑶は同一建物工事の実績であること。

なお、同種工事の施工実績は、１件のみ提出するものとし、複数提出した場合は、競争参加資格がないものとする場合がある。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

特定建設工事共同企業体にあっては、全ての構成員が上記の工事経験を有していること。

経常ＪＶにあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局営繕部、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（営繕部門）の発注した工事及び工事成績を相互利用している各省庁等が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事（詳細は入札説明書【別添１】による。）」に該当する工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」（以下、「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

⑺　「コンクリート躯体の品質・耐久性の向上に関する施工計画」が適正であること。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

１）競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

２）監理技術者にあっては、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、次に示す資格を有する者でなければならない。

「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。

（建設業法施行規則第７条の三及び国土交通省告示1424号（平成17年12月16日）参照）

３）平成15年４月１日以降に元請けの技術者として完成・引き渡しが完了した、上記⑹の同種工事の経験（民間の経験も可）を有すること。

なお、平成15年４月１日以降に産前産後休業、育児休業、または産前産後休業及び育児休業をともに取得（以下、「産休育休」という。）した場合は、産休育休期間に相当する期間を施工実績を求める期間に加えることができる。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局営繕部、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（営繕部門）の発注した工事及び工事成績を相互利用している各省庁等が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了を有する者であること。

⑼　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　本工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　本工事に事業協同組合または協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価は以下のとおり実施する。

ア　一次審査における審査評価点の算出においては、下記Ⅰ一次審査１）及び２）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点30.0点）

イ　二次審査における加算点の算出においては、下記Ⅱ二次審査１）及び２）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、加算点を算出する。（最大得点90.0点）

Ⅰ　一次審査

以下の項目１）及び２）における審査評価点の合計の上位10者までを選抜する。ただし、10番目の審査評価点が同一の者が複数いる場合は、その者全ての者を含む。

国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中国地方整備局総合評価審査委員会において審査の上、２⑹の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

１）企業の施工実績（審査評価点）

①　申請書に記載された平成15年４月１日以降に完成した同種工事の実績において、「１棟の延べ面積が2,900㎡以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（鉄骨造は除く）の３階建以上の施工実績」及びⅰ）公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、ⅱ）建築工事共通仕様書（以上国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）のⅰ）からⅱ）のいずれか（以下、「公共建築工事標準仕様書等」という。）を適用した施工実績の有無について評価する。